

平成29年第3回定例会  
藤崎町教育委員会議事録

日	時	平成29年3月28日(火)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

### 第3回定例会議事日程

#### 1 開 会

#### 2 議事録署名者の指名

#### 3 会期の決定

#### 4 教育委員会議事録の概要報告

#### 5 報告事項

- 報告第3号 専決事項（校長以外の県費負担教職員の異動内申）について
- 報告第4号 専決事項（課長級以外の教育委員会職員の人事異動）について
- 報告第5号 臨時代理（藤崎町教育委員会公告式規則の一部を改正する教育委員会規則案）について
- 報告第6号 臨時代理（教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案）について
- 報告第7号 臨時代理（藤崎町いじめ問題対策連絡協議会規則案）について
- 報告第8号 臨時代理（藤崎町就学指導委員会規則の全部を改正する教育委員会規則案）について
- 報告第9号 臨時代理（藤崎町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案）について

#### 6 議案事項

- 議案第12号 教育委員会職員（課長級）の人事異動について
- 議案第13号 平成29年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策について
- 議案第14号 藤崎町社会教育委員の委嘱について
- 議案第15号 藤崎町文化財審議会委員の委嘱について
- 議案第16号 藤崎町文化センター運営委員会の委嘱について
- 議案第17号 常盤ふるさと資料館あすか管理運営委員会委員の委嘱について
- 議案第18号 藤崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第19号 藤崎町図書館協議会委員の委嘱について

#### 7 その他

#### 8 閉 会

## 藤崎町教育委員会

### 出席者委員

委員	(1番)	田澤 文雄
委員	(2番)	浅瀬石 久仁子
委員	(3番)	榊 公子
委員	(4番)	石澤 貴幸

### 教育委員会事務局

教育長	武田 登
学務課長	兵藤 範明
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	森 篤
学校給食センター所長	佐々木 盛男

### 事務局職員

学務課課長補佐	清野 健志
学務課係長	長内 真理子
学務課主事	阿保 匠

午後1時30分 開会

◎武田教育長 ただいまから、平成29年第3回藤崎町教育委員会会議を開会します。

◎武田教育長 はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定に基づく「会議録署名者の指名」をいたします。本日の議事録署名者は、2番の浅瀬石委員と3番の榊委員にお願いします。次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。

会期を平成29年3月28日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しと認め、会期を平成29年3月28日の一日間とします。次に、平成29年第2回藤崎町教育委員会の定例会の概要について、報告をお願いします。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 平成29年第2回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。平成29年第2回定例会は、平成29年2月24日（金）午後3時から常盤生涯学習文化会館視聴覚室において開催されました。委員及び関係者の欠席はありませんでした。報告事項は、ありませんでした。

議案事項では、議案第2号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出」について、議案第3号「藤崎町図書館管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則案」、議案第4号「常盤生涯学習文化会館管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則案」、議案第5号「ふれあいずーむ館管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則案」、議案第6号「常盤ふるさと資料館あすか管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則案」、議案第7号「藤崎町文化センター管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則案」、議案第8号「スポーツプラザ藤崎条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案」、議案第9号「スポーツプラザときわ管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則案」、議案第10号「藤崎町農業者トレーニングセンター管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則案」議案第11号「県費負担教職員（校長）の異動内申」についてが審議され、原案のとおり承認されました。

第2回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりましたが、質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、報告事項に入ります。報告第3号「専決事項（校長以外の県費負担教職員の異動内申）について」報告をお願いします。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 1ページをお開き下さい。報告第3号「専決事項（校

長以外の県費負担教職員の異動内申)」について標記について、別紙のとおり報告する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 校長以外の県費負担教職員の人事異動の内申について、報告するものがあります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

3ページをお開き下さい。資料1、校長以外の県費負担教職員の人事異動一覧であります。

藤小は、2人の転出で3人の転入ですが、来年度、特別支援教室が、1教室増えることによるものであります。常盤小学校は、6人転出で7人の転入ですが、これは、新採用の教諭をサポートする教諭が赴任するためであります。

専決事項（校長以外の県費負担教職員の異動内申）については、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、続いて、報告第4号「専決事項（課長級以外の教育委員会職員の人事異動）について」報告をお願いします。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 4ページをお開きください。報告第4号「専決事項（課長級以外の教育委員会職員の人事異動）」について標記について、別紙のとおり報告する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 課長級以外の教育委員会職員の人事異動について、報告するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

6ページをお開き下さい。資料2、教育委員会職員（課長級以外）の人事異動の一覧であります。

専決事項（課長級以外の教育委員会職員の人事異動）については、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 はい、前に渡ってある資料と今日新たに変更になった点はありますか。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 規則の改正をしまして、後ほど学務課と生涯学習課の中に係を設定する議案が出てきます。その部分の差し替えになります。しかし、まだ正式に係は確定していないため来月の定例会で報告いたします。

◎武田教育長 他になければ、次の報告事項に入りますが、今回は案件も多く、また、第5号から9号までは、すべて規則に係る案件であるため、一括で報告をしてもらい、その後、ご質問等をお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議なしと認め、事務局からの報告をお願いします。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 7ページをお開き下さい。報告第5号「臨時代理（藤崎町教育委員会公告式規則の一部を改正する教育委員会規則案）」について標記について、別紙のとおり報告する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 教育委員会事務の円滑な遂行のため、所要の改正をするものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

11ページをお開き下さい。改正の新旧対照表であります。第1条は、文言の整理、第2条については、町公告式条例と一致させたものであります。また、第4条は、条文の整理により不要となったため削除したものであります。

臨時代理（藤崎町教育委員会公告式規則の一部を改正する教育委員会規則案）については、以上であります。

続いて、12ページをお開き下さい。報告第6号「臨時代理（教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案）」について標記について、別紙のとおり報告する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 教育委員会事務の円滑な遂行のため、所要の改正をするものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

16ページをお開き下さい。事務委任規則の新旧対照表であります。第1条の改正は、記載に誤りがあるため改正するものであります。第3条については、文言の整理をするものであります。

臨時代理（教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案）については、以上であります。

続いて、17ページをお開き下さい。報告第7号「臨時代理（藤崎町いじめ問題対策連絡協議会規則案）」について標記について、別紙のとおり報告する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町いじめ問題対策連絡協議会を設置するにあたり規則を制定するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

20ページをお開き下さい。関係機関と連携し、いじめ防止対策を推進するため、来年度、藤崎町いじめ問題対策連絡協議会を設置するにあたり、規則を制定したものであります。第4条にあるとおり、校長会ははじめ記載のメンバーで10人以内、任期を2年で組織します。

臨時代理（藤崎町いじめ問題対策連絡協議会規則案）については、以上であります。

22ページをお開き下さい。報告第8号「臨時代理（藤崎町就学指導委員会規則の全部を改正する教育委員会規則案）」について標記について、別紙のとおり報告する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町就学指導委員会の組織体制を見直すため、所要の改正をするものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

25ページをお開き下さい。学校教育法施行令の一部改正に伴い、就学指導委員会については、障害のある児童生徒等の早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うことが求められたため、機能の拡充を図るとともに、その名称についても「藤崎町教育支援委員会」に改めるものであります。

今までの業務に、「就学時のみならず、早期からの教育に関する相談及び支援並びにその後の一貫した支援への助言」を追加し、また、委員のみでの活動では、近年の調査対象児童生徒等の増加には対応に限界があることから、委員会の委員26人以内を20人以内に人数を減らしますが、別に専門部会を設置し、専門的な調査、検査及び資料の収集等にあたらせる、委員については、専門部会の専門員が調査、検査した結果をもとに答申・助言を行う、専門部会は専門員で組織し、構成は、町内の小・中学校の特別支援関係職員及び養護教諭並びにその他教育委員会が必要と認める者とする、等の組織体制の改編を行うものであります。

臨時代理（藤崎町就学指導委員会規則の全部を改正する教育委員会規則案）については、以上であります。

27ページをお開き下さい。報告第9号「臨時代理（藤崎町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案）」について標記について、別紙のとおり報告する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 教育委員会事務局の円滑な遂行のため、事務局の組織体制の見直しをするものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

32ページをお開き下さい。組織等に関する規則の新旧対照表であります。今までは、先ほど田澤委員の質問にもありました通り学務課、生涯学習課とも係が設置されておりませんでした。来年度より、学務課には学務係、生涯学習課には社会教育係、文化振興係を設置することとします。

報告第5号から報告第9号については、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 続いて議案審議に入ります。議案第12号「教育委員会職員（課長級）の人事異動について」を議題とします。説明を求めます。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 36ページをお開き下さい。議案第12号「教育委員会職員（課長級）の人事異動」について標記について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 教育委員会職員（課長級）の人事異動について、提出するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

38ページをお開き下さい。課長級の人事異動の一覧であります。給食センター所長が定年退職、学務課長が給食センター所長兼務、給食センター所長補佐が、住民課長補佐、環境係長事務取扱の任を解かれ、副参事、所長補佐事務取扱、係長事務取扱となるものであります。

教育委員会職員（課長級）の人事異動については、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案12号「教育委員会職員（課長級）の人事異動について」を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案12号「教育委員会職員（課長級）の人事異動について」

を原案のとおり承認します。続いて、議案第13号「平成29年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策について」を議題とします。説明を求めます。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 39ページをお開き下さい。議案第13号「平成29年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策」について標記について、別紙のとおり提出する。

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 平成29年度の藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策を定めたので、提案するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

41ページをお開き下さい。平成29年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策であります。43ページをお開き下さい。下線部分が、昨年度から変更した部分であります。28年度の「主体的・協働的に取り組み」という部分を「対話的で深い学びを通して」という文言に改訂します。これは、平成27年8月に中教審の「論点整理」で示されていた「主体的・協働的に取り組み」が、平成28年8月の中教審の「審議のまとめ」では、「対話的で深い学びを通して」に変更されたことを受けるものであります。子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考える事等を通じ、自己の考え方を広げ深める「対話的な学び」、各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」によって、学びの質に注目して、授業改善の取組を活性化しようというのが、今回の改訂の目指すところであります。

次に、44ページをお開き下さい。これも下線部分が変更した部分であります。昨年度は、「問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応への指導体制の充実」となっていたのを「いじめの積極的な認知と組織的な対応の徹底」としました。昨年のいじめによる事件の発生を受け、問題行動は元より当然ですが、特に「いじめ」についての記載をするものであります。

平成29年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策については、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案13号「平成29年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策について」を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案13号「平成29年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策について」を原案のとおり承認します。続いて、次の議案審議に入りますが、議案第14号から第19号までは、類似の案件であるため、一括での説明後に審議し、決をとることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しと認め、事務局の説明を求めます。

◎清野学務課課長補佐（事務局） 47ページをお開き下さい。議案第14号「藤崎町社会教育委員の委嘱」について標記について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

49ページをお開き下さい。社会教育委員会委員の名簿であります。木村美智子委員が、新任であります。なお、校長会の委員については、会において選任後委嘱します。

藤崎町社会教育委員の委嘱については、以上であります。

50ページをお開き下さい。議案第15号「藤崎町文化財審議会委員の委嘱」について標記について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町文化財審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

52ページをお開き下さい。文化財審議会委員の名簿であります。全ての方が留任であります。

藤崎町文化財審議会委員の委嘱については、以上であります。

53ページをお開き下さい。議案第16号「藤崎町文化センター運営委員会委員の委嘱」について標記について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町文化センター運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

55ページをお開き下さい。文化センター運営委員会委員名簿であります。中西みき委員と三上道人委員が新任であります。藤崎町文化センター運営委員会委員の委嘱については、以上であります。

56ページをお開き下さい。議案第17号「常盤ふるさと資料館あすか管理運営委員会委員の委嘱」について標記について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 常盤ふるさと資料館あすか管理運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

58ページをお開き下さい。藤田則明委員、白崎むつ子委員、成田明彦委員が新任であります。常盤ふるさと資料館あすか管理運営委員会委員の委嘱については、以上であります。

59ページをお開き下さい。議案第18号「藤崎町スポーツ推進委員の委嘱」について標記について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。関係条文は、記載のとおりであります。

61ページをお開き下さい。スポーツ推進委員の名簿であります。全ての方が留任であります。

藤崎町スポーツ推進委員の委嘱については、以上であります。

62ページをお開き下さい。議案第19号「藤崎町図書館協議会委員の委嘱」について標記について、別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

64ページをお開き下さい。図書館協議会委員の名簿であります。全ての方が留任であります。なお、学校教育については、教頭会において選任後委嘱します。

議案第14号から19号までは、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案第14号から第19号までを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第14号から第19号までを原案のとおり承認します。以上で、本日の議案審議を終了いたします。これで本日の会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

会議録作成者  
藤崎町教育委員会 学務課  
主事 阿保 匠

閉会時間 午後2時30分

教育長 武田 登  
2番 浅瀬石 久仁子  
3番 榎 公子